

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 561

平成22年 4月12日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経 営

新市場45兆円へ経産・厚労省連携
新成長戦略医療ツーリズムを柱に

医療・介護、観光で新規雇用約280万人、新規市場約45兆円創出を目標とする政府の新成長戦略を受けて、経産・厚労省は6月をメドに内需拡大を積極的に推し進める工程表をまとめる。

企業経営者が注目するのは医療と観光をセットにした「医療(メディカル)ツーリズム」である。日本の医療技術を外国旅行者に受診してもらう構想で、両省は健康・観光産業と創薬・医療機器・医療技術が一体となって開発を進めることが重要として同一目的で動き出した。

この分野は、裾野産業で奥行きがあるのも企業家には魅力。旅行者は複数人で来日するのが通常のため、まず交通・ホテル・飲食業など地元への環流が始まり、受け入れ策に居住系サービス増も見込め、雇用創出も期待できる。

経産省は社会課題解決サービス、感性・文化産業など5分野を挙げた。社会課題解決サービスは、医療や医薬品、医療機器等の医療・健康関連分野。感性・文化産業には医療ツーリズムやバリアフリー住宅の供給促進を盛り込んだ。

観光庁は、医療ツーリズムを目的とした外国人旅行者を増やすための戦略などに着手した。初回は先駆的な実証事業として実際に中国やインド、韓国から計6人が訪れて内視鏡検査などを受診し、その検証が行われた。「社会保障は新たな産業」「医療を外貨の稼げる輸出産業に」と直嶋経産相が述べるように、すでに「医療ビザの発行」も起案されるなどイケイケムードとなっている。

税務会計

確定申告の内容の再チェックを!
修正申告をして正しい税額に修正

確定申告を済ませてほっとしている方も多いと思われるが、申告内容を再チェックすることも必要だ。税額を少なく申告していたときは、申告期限内であれば、申告書を再提出すればいいのだが、期限後は、「修正申告」をして正しい税額に修正する必要がある。

修正申告によって新たに納付する税額には、法定納期限(所得税は3月15日、個人事業者の消費税等は3月31日)の翌日から完納する日までの期間について延滞税がかかるので、併せて納付する。延滞税の割合は、法定納期限の翌日から2ヵ月を経過する日までの期間は、年4.3%(2009年分)、納期限の翌日から2ヵ月を経過した日以降の期間は年14.6%となる。

過少申告加算税は、申告期限後でも納税者が自主的に修正申告すればかからないが、税務調査や税務署の指摘などがあって不足税額を払う場合は、増加税額の10%相当額の加算税がかかり、増加税額が期限内申告税額または50万円のいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分については15%相当額となる。

なお、税額を多く申告していたときは「更正の請求」によって、納めすぎた税金を還付してもらうことになる。税金過払いの場合は、原則として法定申告期限から1年以内であれば、更正の請求をして納め過ぎた税金を還付してもらうことができる。更正の請求ができる期間は、2009年分の所得税については来年の3月15日まで、個人事業者の消費税については来年の3月31日までとなる。

今週のキーワード

メディカル
ツーリズム

海外からの旅行者(観光客)らを対象に、PET検診や健診、美容形成、人間ドック、臓器移植等の医療サービスを提供する「サービス・ツーリズム(高度健診医療分野)」の中心的事業構想。国内では自治体と医療施設で協力し、リハビリしながら旅行も楽しむ例がある。国内患者減少、海外流出増が背景にあるが、医療の国際化に日本は出遅れている。08年に医療サービスを受ける目的でアジア地域を訪れた外国人旅行者数は180万人、市場規模は68億ドルに上るといふ。